

# 令和2年度富山県農地中間管理事業連絡協議会活動方針

## 1 基本方針

農地中間管理事業については、事業開始から5年を経過し、国では「農地中間管理事業の推進に関する法律」等関連法を改正し、さらに担い手への集積・集約化を図るための見直しを進めている。

このため、見直しに関する情報を共有し、できるだけ本県の実態に即した円滑な対応が必要である。一方、本県の機構活用率については、全国的に低調に推移している中では、耕地面積に占める比率が13.8% [全国3位] (R2.3末累計)と一定の成果となっているが、地域の担い手不足や集落営農の組織化の進まない市町村や地域の集積率に大きな格差が生じている。

令和2年度はこうした課題を整理し、対策を講じることで、円滑な事務の推進と担い手への集積・集約化の一層の進展を図るものとする。

## 2 機構集積・配分目標

目標: 1,600ha(内、新規増加分 900ha)

## 3 活動計画

### ① 市町村毎の課題の抽出と対策の検討

- 引き続き、重点市町村を中心に推進キャラバンを実施し、県、機構、農業会議と各市町村の農政担当者や農業委員会、地元農協、農林振興センター等で具体的な課題及び対応策について協議を行い、担い手への集積集約化の拡大を推進する。

### ② 5年後見直しへの円滑な対応

- 連絡協議会や推進キャラバンにおいて、農地中間管理事業の5年後見直しの内容を周知し、地域課題を整理、検討するとともに、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への移行など、地域の実情に応じた対応を推進する。

### ③ 農業委員会との連携強化

- 全ての農業委員会が新制度に移行(H30)し、農地利用最適化推進委員等が設置されたことを受けて、農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- また、機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の人・農地プランの話し合いへの参加や農地に関するアンケートの実施などプランの実質化の取り組みを通して農地の集積や地域の推進体制の強化を図る。

### ④ 広報活動の強化

- 機構は、制度の見直し内容を周知することや、さらに多くの農地所有者に制度の周知と活用を図るため、パンフレットの作成・配布とともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。

### ⑤ 基盤整備事業による機構活用の促進

- 重点実施区域内で行う基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進を図る。
- 特に、15年以上の農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となる機構関連農地整備事業について、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して事業の周知を図るとともに、機構の適切な活用を指導する。

### ⑥ 担い手への機構活用の促進

- 機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- 担い手同士の貸借農地の交換を推進し、集約化による担い手の作業の効率化を図る。
- 県単「中山間地域等条件不利農地集積支援事業」(H31新規事業)や国補事業の活用を図り、担い手への農地集積を推進する。